

規模企業に必要な人材の育成及び確保」「適切な支援の体制の整備」などが示されている。また、同法と同時に、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」も施行された。これは、需要開拓や経営承継等の課題に対して、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画「経営発達支援計画」について、国が認定、公表するものである。榎原商工会議所では平成27年11月に3カ年計画でこの「経営発達支援計画」の認定を受けた。これらの流れを受けて、本市と榎原商工会議所では、ビジネス交流会、異業種交流会、ビジネスプラットフォームテスト、ビジネスマッチなら、新作見本市、事業再生相談窓口、WEB相談、ものづくり相談、定期個別ミニ相談、専門家の派遣、ふれあいゼミナール、金融機関との合同会議、創業塾など、全部で34の事業を実施している。

## リフォーム助成制度

**問** 本市は省エネ改修工事や既存木造住宅耐震改修等に補助金を交付しているが、市民は、台所やトイレ、お風呂などを、身近なところのリフォームを考えている。また小規模企業振興基本法を実施する1つとして、市内事業者の仕事おこしとなり大きな経済効果が見込まれるので、榎原市独自の住宅リフォーム助成制度が必要と考えるが市の考えは。

**答** 小規模企業振興基本法、奈良県小規模企業振興基本条例案ともに、小規模企業振興に関する具体的な施策が示され、商談、展示、即売に関する機会の提供、そして、商品や役務の価値を高める努力への支援、必要な人材の育成、資金の提供を含めた支援体制の整備、労働力等の確保がある。県条例案第3条に基本理念がうたわれており、その第1項に「経営の向上に果敢に挑戦する意欲及び自主自立の精神を持つ小規模企業者による不断の努力を前提とし」と記述されている。さらに小規

模企業振興基本法と県条例案には共に「小規模企業者の努力等」の項目があり、県条例案第6条第1項には、「小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の運営を行い、経営を向上させるよう努めなければならない」と示されている。対象が戸建て住宅を所有する市民に限定されること、経済効果が期待される業種が工務店や左官業等に限定されること、経済効果が一過性であり小規模企業の成長的な発展、持続的な経済回転への効果が低いこと、そして、個人の資産形成への公金充当に対する市民の理解等、現在実施している他の事業と比較した場合、波及効果が一部に限定されるため、導入は難しいと考えている。

**問** 全国的に住宅リフォーム助成制度が行われており、たとえば吉野町では吉野材を使ったリフォーム助成制度を企画しているが、実施している行政との違いは。

**答** 現在県内でフリーハンドで住宅リフォーム助成を実施している市町村は、河合町、広陵町、大淀町の3町のみで、これは各市町村の判断による施策の違いと考える。



## 一般質問 西川正克 (日本共産党)

### 八木駅北の再開発

**問** 八木駅北側の立体駐車場（駅北立駐）は、取り壊しの方針から、改修も含めた再整備に修正されたのか。

**答** 平成26年4月策定の八木

駅北側地区まちづくり基本構想策定業務で、駐車場の解体・撤去を行うとの記載があり、同年6月の都市開発特別委員会資料を提示した。駅北立駐は、都市計画法第53条許可を得ていないため建築確認が必要な大規模改修が行えないことや、改修も含めた再整備も視野に入れて、今後の駅北立駐のあり方の議論を十分行う必要がある。

**問** 同特別委員会で、駅北立駐の再整備は、存続させ改修もあるとの答弁だったが。

**答** そのとおりである。

**問** 駅北立駐は、築35年経過しておらず、取り壊しもあり得るとのことだが、公共施設等総合管理計画で公共施設の長寿命化を図っていくのではなかったのか。

**答** 駅北立駐は、必要性や必要規模を精査した上で、施設の最適性、経済性の向上も含めて、今後の方向性を考える必要がある。

**問** 検討委員会のワークショップなどの意見をもとに、駅北立駐を存続するべきとの結論になれば改修をするのか。

**答** 今後、検討委員会だけではなく、関係する方々から意